

愛媛県土地家屋調査士会用紙特別会計規程

(目 的)

第1条 この規程は、用紙特別会計（以下「この会計」という。）について適正な運用をはかるため、必要な事項を定めることを目的とする。

(収 入)

第2条 この会計の収入は、次に掲げるものとする。

- (1) 用紙の売上
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(支 出)

第3条 この会計の支出は、次に掲げるものとする。

- (1) 用紙の購入費用及び印刷費
- (2) 事務経費
- (3) 各支部への交付

(利益金の支部への交付)

第4条 用紙売り上げによる利益金は、必要経費を差し引いた後、各支部の会員数に応じて分配する。

2. 支部の会員数は、年度初めの会員数を基準とする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(施行期日)

この規程は、平成21年5月22日（愛媛県土地家屋調査士会平成21年度定時総会開催の日）から施行する。